

船 介 第 1 0 1 7 号
令 和 2 年 7 月 1 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様
地域包括支援センター 所長 様

船橋市 健康・高齢部 介護保険課長
福祉サービス部 指導監査課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて（第11報）」問5の取扱いについて

日頃より、本市の介護保険事業にご協力を賜り誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、令和2年5月25日付、厚生労働省老健局より発出された「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）」問5において、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合でも、居宅介護支援費および介護予防支援費の算定が可能とされたところです。

この取扱いについて、厚生労働省に照会したところ、下記のとおり回答がありましたので、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 加算及び減算の取扱いについて

当該臨時的取扱いにより請求する居宅介護支援費については、特定事業所加算等の体制に係る加算も含め、加算及び減算は算定できません。なお、初回加算については、今後、実際にサービス利用があった月の居宅介護支援費に加算可能です。

※加算及び減算を算定し、すでに請求された事業所につきましては、お手数おかけしますが過誤調整にて、ご対応いただきますようお願いいたします。

2. 特定事業所集中減算について

特定事業所集中減算に係る居宅サービス計画の件数に、当該取扱いを適用する居宅サービス計画については含みません。

〈問い合わせ〉

介護保険課 給付係 電話 047-436-2304
指導監査課 指導監査第三係 電話 047-436-2782